

瀬戸市発達支援室に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 14 号

瀬戸市発達支援室に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、瀬戸市発達支援室の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 発達障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に定義する発達障害をいう。以下同じ。）及びその疑いのある者（以下「発達障害者等」という。）に関する相談、助言、情報提供等を行うため、及び発達障害者等を支援しているものの活動の活性化を図るため、瀬戸市発達支援室（以下「支援室」という。）を瀬戸市宮脇町 48 番地に設置する。

(分掌事務)

第 3 条 支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

発達障害者等及びその保護者等に対する相談、助言等に関すること。

発達障害者等に対する発達検査及び個別支援策の検討に関すること。

発達障害者等の支援者等への助言、情報提供及び研修に関すること。

発達障害に係る保護者の会、支援団体等の育成に関すること。

発達障害理解のための啓発に関すること。

発達障害支援に関する関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項に関すること。

(職員)

第 4 条 支援室に室長その他の職員を置く。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか支援室の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。